明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一二）　一

○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三九）　二

〔告　示〕

○健康保険組合の設立を認可した件（**厚生労働**二五六）　二

○健康保険組合の分割を認可した件（**同**二五七）　二

○健康保険組合の解散を認可した件（**同**二五八）　二

○健康保険組合の合併を認可した件（**同**二五九）　二

○健康保険組合の名称を変更した件（**同**二六〇）　二

○健康保険組合の所在地を変更した件（**同**二六一）　三

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（**農林水産**一〇七八）　四

○テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（**同**一〇七九）　四

○保安林の指定をする件（**同**一〇八〇～一〇八五）　五

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一五七～一六〇）　六

○道路に関する件（**九州地方整備局**九五、九六）　六

〔人事異動〕

内閣　外務省　七

〔皇室事項〕

官庁事項　七

〔官庁報告〕

総務省防災業務計画の修正要旨の公表について（総務省）　七

〔公　告〕

諸事項　七

官庁

北朝鮮特定貨物の保管関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他

相続、公示催告、破産、免責、特別清算、再生関係　八

省令

○厚生労働省令第百十二号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）第五条第二項第五号、第六条第三号及び第十条の規定に基づき、死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令（昭和二十七年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」を削る。

附　則

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第三十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月二十八日　農林水産大臣　野上浩太郎

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（作付けの禁止） **第三条**　防除区域においては、しょくようだいおう、だいこん（テンサイシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培される葉だいこんを除く。）、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しょくようだいおう等」という。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 一・二　（略）	（作付けの禁止） **第三条**　防除区域においては、しょくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しょくようだいおう等」という。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 一・二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。